

一般（備一）第32号  
平成28年4月1日

山形県健康福祉部  
健康福祉企画課長 殿

山形県警察本部  
警備部警備第一課長

### 爆発物原材料対策への協力依頼について

警察では、本年の「伊勢志摩サミット及び関係閣僚会合」並びに9月に庄内地方で開催予定の「第36回全国豊かな海づくり大会」に向け、テロ等違法行為の未然防止に万全を期すため、各種対策を推進しております。海外では、昨年11月にフランス・パリで発生した同時多発テロで市販の化学物質から作ることのできるTATP（過酸化アセトン）を用いた爆発物が使用されたほか、本年3月にベルギー・ブリュッセルで発生した連続テロ事案に関連してTATPが押収されており、改めて爆発物原材料対策の重要性が認識されたところです。国内においても、過去には市販の化学物質から爆発物を製造する事案が発生しているほか、学校等に保管されている化学物質を窃取し、爆発物製造を企てる事案等が発生しており、爆発物を使用したテロ等違法行為が行われる可能性は否定できません。

このため、警察では、爆発物の原料となり得る化学物質11品目（塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム）への対策を推進しており、これらの化学物質を取り扱う販売事業者等に対して継続的に個別訪問を行い、これらの化学物質が悪用されないための協力をお願いしております。

貴課におかれましては、県内の関係事業者に対して、警察官からその職務上、販売等の記録の閲覧請求があった場合には協力すること及びこれらの関係事業者が別添の措置をとることを周知・指導することの2点について働き掛けていただきたく、格段のご配慮をお願いいたします。

【担当】山形県警察本部  
警備部警備第一課  
課長補佐 石山高司  
電話 023-626-0110



- 1 爆発物の原料となり得る化学物質（塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム等）の適正な管理に資するため、関係法令に基づく譲渡手続・交付制限の規制等の遵守に加え、販売の記録に関する書面（電磁的記録を含む。）を適切に保管すること。
- 2 上記化学物質の取引に際し、特に、インターネットを利用した販売を行う場合には、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認を確実に行うこと。
- 3 上記化学物質の取引に際し、通常取引がないのに大量に購入しようとする、氏名、住所、使用目的等を明らかにすることを拒否するなど、顧客に不審な動向がある場合は、当該顧客に係る情報（電話番号等連絡先、車両ナンバー等）を把握すること。
- 4 通常取引がないのに大量に購入しようとする者、使用目的があいまいな者等、爆発物の原料となり得る化学物質の安全な取扱いに不安があると認められる者に対しては、販売を控えること。
- 5 上記化学物質の保管等に当たり、盗難防止対策の強化等の管理の徹底を図ること。
- 6 上記化学物質の盗難・紛失事案が発生した場合や、4により販売を差し控えた場合を含め、顧客に不審動向が認められる場合は、速やかに警察に通報すること。